

～政策関連～

グレーターベイエリア（粵港澳大湾区） ＜広東・香港・マカオ＞ 第1回 ～ 総論 ～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

2017年7月1日、国家発展改革委員会及び広東・香港・マカオ¹の3地域の政府が香港にて『広東・香港・マカオの協力深化によるグレーターベイエリア建設の推進枠組み協定』（[深化粵港澳合作 推进大湾区建设框架协议](#)）（以下、『枠組み協定』²）を締結し、グレーターベイエリア（広東・香港・マカオ）（中国語名：粵港澳大湾区、英語名：Greater Bay Area、GBA）（以下、「大湾区」）が発足しました。

本稿では数回に分けて、大湾区の主要政策等について解説する予定です。今回は第1回目として、当該エリアの成り立ち、概況、今後の展望等について述べたいと思います。

大湾区成立の背景と経緯

背景

中国では1978年に「改革開放」政策が打ち出され、これにより市場経済化へ向けた経済改革が始まりました。広東省では「特別で柔軟な政策措置」の導入及び深セン市と珠海市での経済特区設立が認められました。その後、両経済特区と香港との綿密な連携により、珠江デルタ地域の経済は大きな発展を遂げました。

しかし、1997年の香港返還、99年のマカオ返還以降、広東省、香港、マカオを取り巻く環境等は大きく変化しました。広東省は深セン前海、広州南沙、珠海横琴の一部地域で、上海等と同じ国家主導の自由貿易試験区の実践を開始したものの、他地域の改革措置をそのまま応用しており、広東省の独自色が十分ではない状況かと思われます。また、マカオはカジノ産業への依存度が高く、香港も国際金融センターとしての位置づけに変化が見え始めています。

3地域ともそれぞれの要因により、発展の持続性（サステナビリティ）に問題を抱えており、連携による局面打開への希求がありました。

¹ 本稿では「中国香港特別行政区」を「香港」、「中国マカオ特別行政区」を「マカオ」と略称する。

² 『広東・香港・マカオの協力深化によるグレーターベイエリア建設の推進枠組み協定』の原文は下記リンクご参照。

http://www.cnbayarea.org.cn/policy/policy%20release/policies/content/post_106732.html

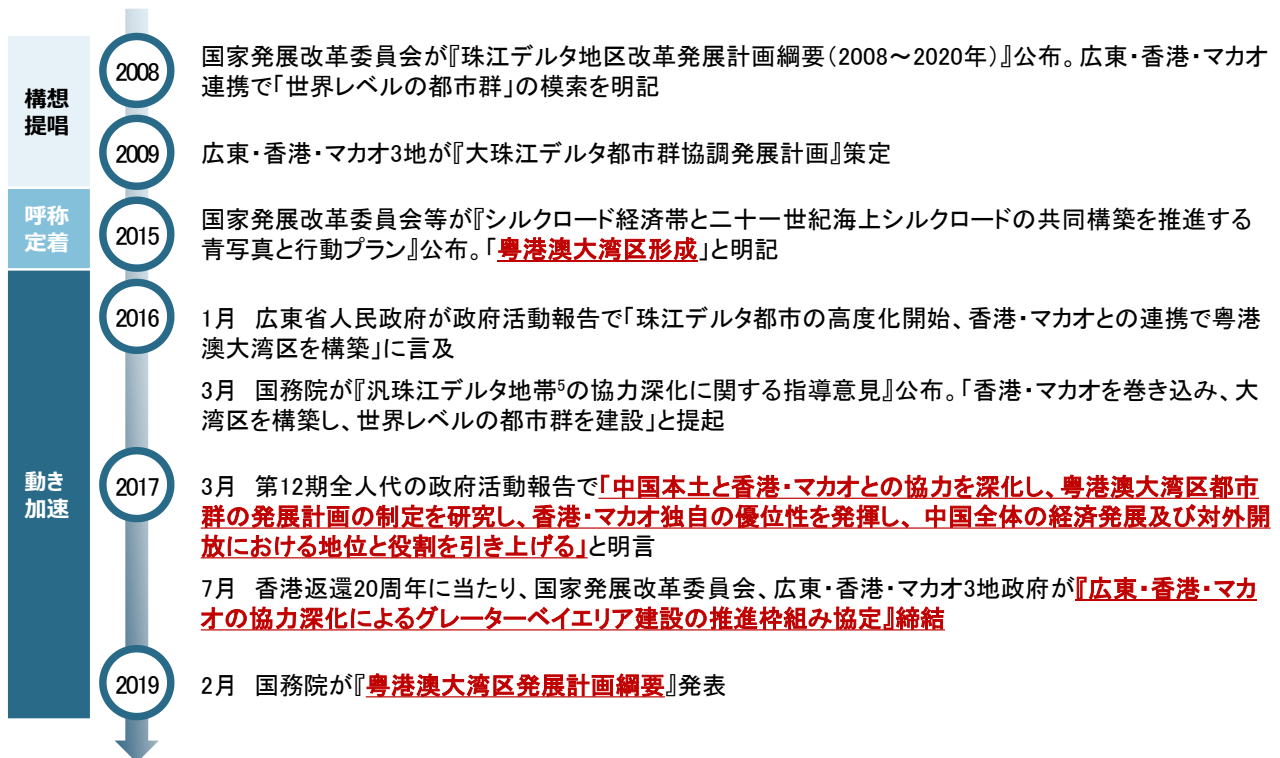
経緯

3つの地域の連携に関して初めて提唱³されたのは2000年代初頭のことです。2008年に国家発展改革委員会が公布した『珠江デルタ地区改革発展計画綱要(2008～2020年)』において、「広東、香港、マカオの連携により「世界レベルの都市群」の形成を積極的に模索する」と明記され、これを受け、翌年の09年に『大珠江デルタ都市群協調発展計画』が策定されました。

2015年3月に国家発展改革委員会、外交部、商務部が発表した『シルクロード経済帯と二十一世紀海上シルクロードの共同構築を推進する青写真と行動プラン』にて初めて「粵港澳大湾区(グレーターベイエリア)」が明記され、その呼び名が定着しました。

その後、2017年7月の香港返還20周年を機に、3つの地域の政府が前述の『枠組み協定』を締結し、大湾区が正式に発足しました。2019年以降は、2月に『粵港澳大湾区発展計画綱要』(粵港澳大湾区发展规划綱要)(以下、『綱要』)⁴の公布により、大湾区の戦略的位置づけ、発展目標等が確認され、さらに3月と11月の大湾区建設指導部会全体会議で具体措置が採択される等、動きが加速しています。

【図表1】大湾区成立の経緯



(公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

³ サンフランシスコ・ベイエリアに匹敵する「ベイエリア」建設の提唱自体は1994年にもあったが、広東・香港・マカオの3地域による連携は2000年代から提唱された。

⁴ 『大湾区発展計画綱要』の原文は下記リンクご参照。

http://www.cnbayarea.org.cn/policy/policy%20release/policies/content/post_165642.html

⁵ 福建、広東、広西、貴州、海南、湖南、江西、四川、雲南及び香港、マカオを合わせたエリア名。

大湾区の概況

【図表 2】概況

発足時期	2017年7月1日		
エリア内都市	2区：香港特別行政区、マカオ特別行政区 9市：広東省広州市、深セン市、珠海市、仏山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市		
総面積	5.6万km ²	対全国比*	約0.6%
総人口	8,600万(2020年)		約6%
合計GDP	16,688億米ドル(2020年)	全国平均*	約11%
一人当たり	19,400米ドル		10,700米ドル

(注)上記「対全国比」「全国平均」は香港・マカオを含めた試算となる

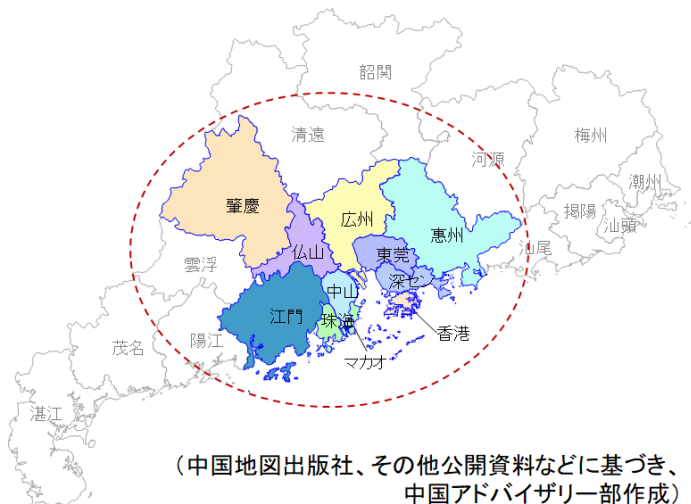
(中国国家统计局等、公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

立地と人口

大湾区は、広東省 21 都市のうちの 9 都市（副省級都市である広州市、深セン市、その他経済力の強い 7 都市）に、特別行政区である香港、マカオを加えた計 11 都市で構成されず（【図表 3】ご参照）。

大湾区の総面積は 5.6 万km²となり、サンフランシスコ・ベイエリア（約 1.8 万km²）の 3 倍、東京ベイエリア（約 3.7 万km²）の 1.5 倍の広さとなっています。人口は 8,600 万人となり、東京ベイエリアの約 2 倍となっています。

【図表 3】広東省一部都市+香港+マカオ

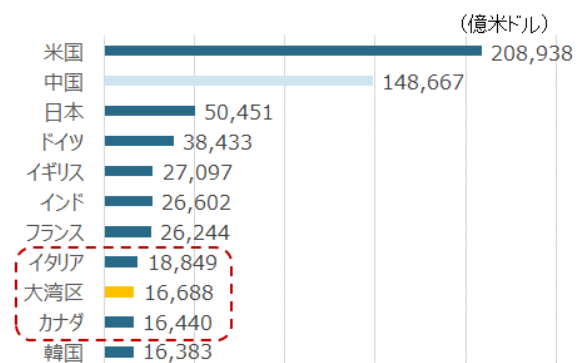


経済規模

大湾区は人口では中国全体（香港・マカオ含む）のわずか 6%を占めるに過ぎないものの、全体の約 11%の GDP を産出しています。2020 年時点の経済規模では、世界 8 位のイタリアと 9 位のカナダとほぼ同規模となっています（【図表 4】）。

中国国際経済交流センター（CCIEE）が 2017 年に公布したレポート⁶によれば、大湾区の GDP（総額）は 2020 年には東京ベイエリアに追いつき、2030 年には 4.6 万米ドルに達し、東京ベイエリア（3.2 万米ドル）（2030 年予測、以下同）、ニューヨーク・ベイエリア（2.1 万米ドル）、

【図表 4】大湾区の経済規模（2020 年）



(IMF 統計に基づき、中国アドバイザー一部作成)

⁶ 『粤港澳大湾区合作发展规划研究介绍』

<http://www.cciee.org.cn/Detail.aspx?newsId=13916&Tid=231>

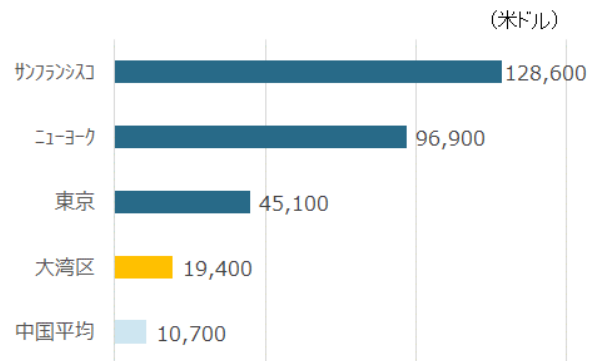
サンフランシスコ・ベイエリア(2.2 万米ドル)を追い越し、GDP 世界トップのベイエリアになるとされています。

一方、一人当たり GDP では 2020 年は約 19,400 米ドルで、中国平均の 2 倍近くとなっていますが、世界の 3 大ベイエリアと比べると依然として低いのが現状です(【図表 5】)。

前述の通り、大湾区の人口は東京ベイエリアの約 2 倍にあたる 8,600 万人もいるため、総額が高くて一人当たり GDP は下がってしましますが、CCIEE の同レポートによれば、2030 年には一人当たり GDP においても、大湾区は東京ベイエリア等の 7~8 割に達すると予測しています。

中国当局は大湾区発展を国策として位置づけているため、これをどのように実現させていくかが注目のポイントと言えるでしょう。一人当たり GDP についても、今後、大幅に拡大していくことが予想されます。

【図表 5】3 大ベイエリアと比較(一人当たり GDP)



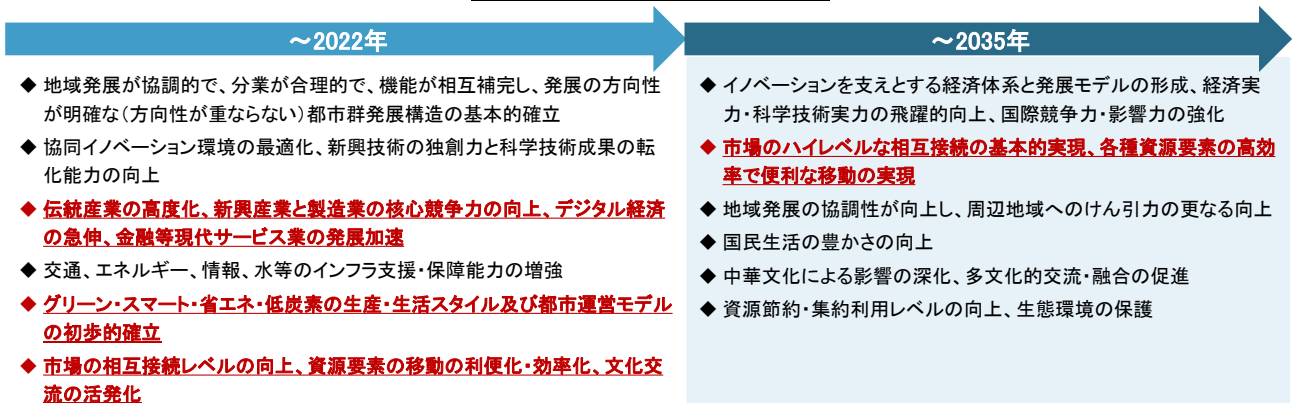
(IMF 統計に基づき、中国アドバイザー一部作成)

今後の発展の方向性

発展目標

『綱要』では、大湾区の発展目標について、2022 年までに「世界一流のベイエリア・世界レベルの都市クラスターの**基本的な枠組みの完成**」、30 年までに「イノベーションを軸とした経済システムと成長モデルの下、**世界一流のベイエリアの完成**」と、段階的な目標を設定しています(【図表 6】)。

【図表 6】大湾区の発展目標



(『綱要』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

各都市の役割分担

大湾区には「1234」という特徴があります。それぞれ、「一国」、「二制度」、広東省・香港・マカオという「3つの税関管轄区域」、香港・マカオ・広州市・深セン市の「4つの中心都市」を指します。

大湾区建設は4つの中心都市がそれぞれの優位性と特徴をさらに引き立てながら、残り7都市の発展をリードしていく構図となっています。「4つの中心」の役割分担は【図表 7】の通りです。

【図表7】「4つの中心」の役割分担

香港	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際金融・水上運輸・貿易センター・国際航空のハブとしての地位向上、グローバルオフショア人民元業務の中核的地位強化、国際資産管理センター・リスク管理センターとしての機能向上 ✓ 金融、貿易、物流、専門サービス等のハイエンド化・高付加価値化な発展促進、イノベーション・科学技術事業の発展、新興産業の育成 ✓ アジア太平洋地域の国際法律・紛争解決サービスセンターの建設
マカオ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 世界的な観光・レジャーセンターの建設 ✓ 中国とポルトガル語圏国家とのビジネス・貿易協力プラットフォームの建設 ✓ 多面的な経済発展、(中華文化を主流とする)多面的な文化交流・文化協力の中心地の形成
広州	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際貿易センター・総合的交通ハブ・科学技術教育文化センターとしての機能増強、国際大都市建設への注力
深セン	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現代化国際化都市の建設、世界的な影響力を持つイノベーション都市の形成

(『綱要』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

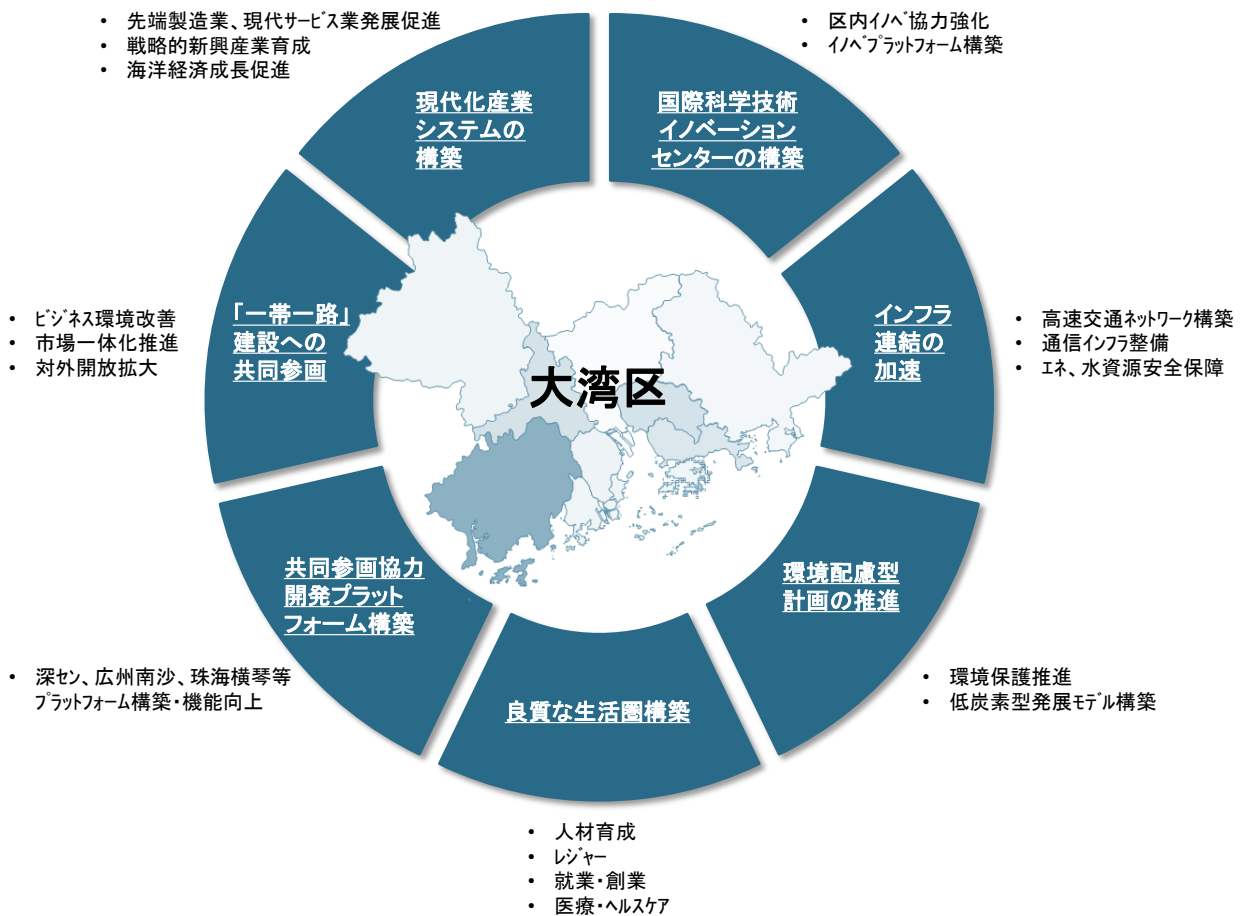
上表からわかる通り、4つの中心都市の中では、香港とマカオにはそれぞれの産業・経済的な特徴のさらなる増強に力点を置いており、とりわけ香港には多くのミッションが与えられています。

香港、マカオ、広州、深センを4つの中心とし、11都市がそれぞれの経済・産業特徴を生かし、共同で「世界レベルの都市群」の建設に取り掛かる青写真が描かれています。

具体的な取り組み

大湾区の建設について、『綱要』では7つの重要項目を挙げています。詳細は【図表8】をご参照ください。

【図表8】今後の重点的取り組み



(『綱要』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

大湾区の特徴と展望

特徴

大湾区は、広東省の9都市と制度、産業特徴が異なる2つの特別行政区を持ち、税関管轄区域も3つに分かれているため、大湾区建設において、如何に3地域の異なる規制の融合と統合を推進できるかが最初にして最大の難関となります。

香港・マカオは国際化が高度に進んでいますが、現在広東省の9都市も香港との連携を通じ、国際化が急速に進展しています。「一国二制度」を堅持したうえで、広東省9都市は香港、マカオの特別政策措置を取り込み、全体的な「香港・マカオ化」、国際化を推進し、一方で香港・マカオは自身の特徴を生かしつつ、連携を通じて経済成長の新たな柱を確立しなければならないところが、他の国家レベル新区や国家戦略にはない大きな特徴といえます。

今後の展望

前述の通り、香港、マカオの政策措置を取り入れた大湾区の特別政策措置が策定・施行されていくことが展望できます。

中国では、サービス貿易に関し一部分野において外資に対する規制緩和が進められていますが、金融、文化、通信などの分野では複数の試験区が足並みを揃えて規制緩和を少しずつ推進するなど慎重な姿勢が見られます。大湾区は香港とマカオといった2つの特別行政区に恵まれており、中国では厳しい規制を受けているこれらの業界において、区内限定でまずは香港・マカオ資本の受入拡大を試行し、徐々に外資全般に対する資本受入緩和に移行することも考えられます。

また、3つの関税管轄区域の間でのモノの出入りは手続きが煩雑で効率が低いため、大湾区内での関税区域の相互開放・融合、海南自由貿易港等で取り入れた「一線開放、二線管理」の政策⁷の導入が見込まれます。すでに横琴の広東・マカオ合作区で、「一線開放、二線管理」の管理方式が導入されることが決まっており、今後大湾区全域への拡大も期待されます。

まとめ

大湾区建設は習近平国家主席が提唱・推進する国家戦略であり、「包括的開放の新たな枠組みの構築」「香港・マカオを取り込んだ一国二制度の推進」を目指す同地域は、北京市等を中心とする「京津冀」、上海市等を中心とする「長三角（長江デルタ）」と並び、将来的には中国の経済成長の3つの核の一つになるとみられています。

多くの金融・経済政策が試行的に導入されつつありますが、すでに香港・マカオで成功している体制や政策に対する研鑽を重ね、他の自由貿易試験区よりさらに一歩踏み込んだ試行的な緩和措置を打ち出すことが期待できます。

日系企業においては、規制業種の緩和などによる参入可能産業の拡大や税関の相互開放・融合による物流の効率・利便性向上等が実現されれば、新しいビジネスチャンスに繋げていくことが可能かと思われます。

次回以降は、関心度の高い大湾区における金融、産業等をテーマに見ていきたいと思えます。

⁷ 「一線開放、二線管理」の解説については拙作ビジネス・エクスプレス 第550号ご参照。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0602-XF-0105.pdf>

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 郭嘉賓

Tel：021-3855-8888 (Ext: 1153)

E-mail：Jiabin.Guo@mizuho-cb.com

付録

2017年の大湾区発足以降、人民銀行、人力資源社会保障省、国家發展改革委員会、税関総署等より各種大湾区建設支援策が公表されてきました。数が非常に多いため、本稿ではその中から特に重要と思われるものを選び【図表9】にまとめました。

【図表9】重要政策一覧

公布日	政策名	担当部署
2017年		
7月1日	『 広東・香港・マカオの協力深化によるグレーターベイエリア建設の推進枠組み協定 』 《深化粤港澳合作 推进大湾区建设框架协议》	国家發展改革委員会、広東省人民政府 香港特別行政区政府、マカオ特別行政区政府
2019年		
2月18日	『 大湾区発展計画綱要 』 《粤港澳大湾区发展规划纲要》	中央委員会、國務院
3月14日	『大湾区個人所得税優遇政策に関する通知』 《关于粤港澳大湾区个人所得税优惠政策的通知》	財政部、税務総局
2020年		
5月14日	『大湾区の建設への金融サポートに関する意見』 《关于金融支持粤港澳大湾区建设的意见》	人民銀行、銀行保險監督管理委員会 証券監督管理委員会、外貨管理局
11月5日	『大湾区で増値税政策の実施に関する通知』 《关于在粤港澳大湾区实行有关增值税政策的通知》	財政部、税関総署、税務総局
6月29日	『大湾区で「クロスボーダー理財通」業務の試行開始に関する連合公告』 《关于在粤港澳大湾区开展“跨境理财通”业务试点的联合公告》	人民銀行、香港金融管理局、マカオ金融管理局
11月25日	『大湾区における医薬品・医療機器監督管理のイノベーション駆動型発展作業方案』 《粤港澳大湾区药品医疗器械监管创新发展工作方案》	市場監督管理総局、薬品監督管理局、 国家發展改革委員会、商務部、税関総署ほか
12月31日	『大湾区文化と観光発展計画』 《粤港澳大湾区文化和旅游发展规划》	文化と観光部、大湾区建設指導部会弁公室 広東省人民政府
2021年		
4月19日	『大湾区建設、長江デルタ地域一体化発展に係る中央予算内投資管理弁法』 《粤港澳大湾区建设、长江三角洲区域一体化发展中央预算内投资专项管理办法》	国家發展改革委員会
9月5日	『 横琴・広東・マカオ高度協力区建設総体方案 』 《横琴粤澳深度合作区建设总体方案》	中央委員会、國務院
9月6日	『 深圳前海深港現代サービス業協力区における改革開放の全面的な深化に関する方案 』 《全面深化前海深港现代服务业合作区改革开放方案》	中央委員会、國務院
9月16日	『内陸と香港債券市場の相互接続「南向通」開始に関する通知』 《关于开展内地与香港债券市场互联互通南向合作的通知》	人民銀行
10月5日	『香港・マカオ青年の大湾区就職・起業を支持することに関する実施意見』 《关于支持港澳青年在粤港澳大湾区就业创业的实施意见》	人力資源と社会保障部、財政部、税務総署ほか

(公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。